

令和8年3月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月26日（木）午後2時30分～午後3時55分
2. 場 所 市役所新館4階 第1委員会室
3. 出席者
教育長 大下 達哉 教育長職務代理者 植原 和彦 委 員 野口 和江
委 員 和田 郁美 委 員 伊藤 雅彦
4. 事務局出席者
教育総務部長 山田 潤／学校教育部長 長岡 英晃／生涯学習部長 池内 正彰
総務課長 柿花 真紀子／学校適正配置推進課長 西河 鉄二／学校給食課長 寺埜 朗
学校管理課長 倉橋 良弥／産業高校学務課長 橋本 純／学校教育課長 石井 良和
人権教育課長 松本 真里／生涯学習課長 長谷川 真紀
スポーツ振興課長 仲村 英二／郷土文化課長 井上 慎二／図書館長 宇野 義文
総務課参事 二宮 明生

開会 午後2時30分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に伊藤委員を指名した。
傍聴人3名。

○大下教育長

ただいまから、3月定例教育委員会会議を開催します。

報告第10号 教職員等の学校給食費の改定について

○大下教育長

報告第10号について、説明をお願いします。

○寺埜学校給食課長

報告第10号につきましては、教職員等の学校給食費の改定についてです。

児童生徒について、令和8年度は、小学校は給食費負担軽減交付金を、中学校は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、年間を通して学校給食費無償化を実施しますが、先生方については無償化の対象外となっております。

令和7年4月に価格改定を行いましたが、物価高騰は収まらず、改定後の価格でも「岸和田市学校給食実施基準」に沿った給食提供が難しい状況にあったことから、今年度は2回の「学校給食費検討委員会」を開催し、適正な学校給食費について検討し、下記のとおり承認されたため、教職員等の給食費を改定するものです。

価格については、1食当たり小学校は、現在293円を308円に、中学校は350円を385円に

改定します。

実施時期は令和8年4月分から適用されます。対象者は記載のとおりで、試食会などの臨時喫食者についても対象となります。今回の価格改定に伴い、「岸和田市学校給食費等の管理に関する規則」等について改正する必要がありますので、関係課と協議しその手続きを行います。

報告は以上です。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

本件との関連はないのですが、今回熊取町で集団食中毒が発生して、給食のパンが原因のようで、納入事業者が営業停止を受けたということですが、岸和田の給食には影響はないのでしょうか。

○寺埜学校給食課長

岸和田市の納入業者は3社ありますが、今回の業者とは関係ありません。

○大下教育長

私達の側から防ぎにくいことかもわかりませんが、納入事業者への注意喚起をお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第11号 連絡帳の寄贈について

○大下教育長

報告第11号について、説明をお願いします。

○倉橋学校管理課長

報告第11号につきましては、連絡帳の寄贈についてです。

寄贈品名は「テレビ岸和田れんらくちょう」1,700冊、換算額は9万3,500円です。

寄贈目的は、市立小学校に入学する新1年生に利用してもらうため、入学祝いとして新入学児童に1冊ずつお渡しする予定です。

寄贈者は株式会社テレビ岸和田様で、寄贈年月日は令和8年1月30日、寄贈品の写真は別紙のとおりです。報告は以上です。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

毎年、ご寄附をいただいております。他にないようですので、報告として承りました。

報告第12号 来客用靴箱等の寄贈について

○大下教育長

報告第12号について、説明をお願いします。

○倉橋学校管理課長

報告第12号につきましては、来客用靴箱等の寄贈についてです。

寄贈品名は外壁改修工事及び屋上防水工事完成記念の「来客用靴箱」と「ノート200冊」で、換算額は靴箱が3万4,000円、ノートが2万2,400円です。

寄贈目的は、中央小学校での教育活動に使用のため、寄贈者は株式会社横山工務店様で、寄贈年月日は令和8年2月26日、寄贈品の写真は別紙のとおりです。報告は以上です。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
横山工務店さんが中央小学校へご寄贈された経緯はわかりますか。

○倉橋学校管理課長

令和7年度、中央小学校において、屋上防水と外壁改修の工事を行いました。その工事を請け負った業者が横山工務店様で、工事の完成にあたり、児童から感謝の言葉が述べられたことに伴って、工務店側もその思いにお返ししたいという気持ちから記念品を贈呈されたと伺っております。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第13号 新入学児童への寄贈物品について

○大下教育長

報告第13号について、説明をお願いします。

○石井学校教育課長

報告第13号につきましては、新入学児童への寄贈物品についてです。

一つ目の寄贈品名は防犯ブザー、小学校入学予定児童分と予備を合わせて計1,605個の寄贈です。換算額は不明、寄贈者は大阪府民共済生活協同組合様です。

二つ目の寄贈品名はクリアファイル、小学校入学予定児童分と予備を合わせて計1,520枚です。換算額は不明、寄贈者は一般財団法人大阪府教職員互助組合様です。

三つ目の寄贈品名は交通安全ワッペン、小学校入学予定児童分と予備を合わせて計1,505個です。換算額は不明、寄贈者は株式会社みずほフィナンシャルグループ様、損害保険ジャパン株式会社様、明治安田生命保険相互会社様、第一生命保険株式会社様です。

寄贈目的は新入学児童への安全啓発のためで、寄贈年月日は令和8年3月下旬を予定しています。それぞれの寄贈品の写真は別紙のとおりです。報告は以上です。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

防犯ブザーを使用するような事案が昨年一年の間にあったのでしょうか。また、黄色のワッペンは交通事故傷害保険の対象となっていますが、軽微なものも含めて通学途上での交通事故等があったのかわかれば教えてください。

○石井学校教育課長

防犯ブザーが使用された回数や、交通安全ワッペンに基づく保険申請につきまして、件数の確認はできておりません。把握できる範囲で確認いたします。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第14号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（岸和田市概要）について

○大下教育長

報告第 14 号について、説明をお願いします。

○石井学校教育課長

報告第 14 号につきましては、令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（岸和田市概要）についてです。

令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに、本年度の結果を踏まえての改善についてのポイントを明確にし、体力向上を推進してまいります。詳細は別紙に記載しております。報告は以上です。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

調査結果につきまして、保護者への配布予定はありますか。

○石井学校教育課長

教育委員会のホームページに掲載して周知を図りたいと考えています。

○野口委員

表のなかで、結果の数値が例えば、多い少ないと表現されている箇所と、高い低いと表現されている箇所をお見受けしますので、表現を統一される方がいいのではと思います。

また、下段の今後の方針において、いろいろな指導方法や幼小中の発達段階に応じた指導方法を専門家から学び子ども達への指導に活かすとありますが、どのような専門家を想定されていて、どのような学び方を考えておられるのか、具体的にわかれば教えてください。

○石井学校教育課長

文言等につきましてはもう一度確認をして修正したいと考えております。

次に、今後の方針の指導方法を専門家から学ぶという点ですが、例えば令和 6 年度、令和 7 年度においては、小中学校の体育実技講習として教員向けの研修を年 2 回実施しております。そのときの講師として、ここ数年は大阪体育大学の准教授の方に来ていただき、体育の授業のあり方等をご指導いただいております。その結果もあって体育の授業を楽しみと答える率も一定増えてきているものと分析しております。次年度につきましても、大阪体育大学との連携を予定しておりますので、その連携を活用した専門的な指導方法を学んで、まずは先生方向への研修をしっかりと充実させていきたいと考えております。

○和田委員

ページ右側の 1 週間の総運動時間に対しての体力合計点の平均のところですが、小中ともに、420 分以上の割合は全国と比べてマイナス幅が大きいようですが、スポーツをしている児童は、華奢な子も多いイメージがあるのですが、食も含めた体力づくりということを発信してもらえたらと思いました。

また、この表の総運動時間に体育の授業時間も入るのでしょうか。地域クラブに所属する割合について、地域クラブに入っていないが、60 分以上運動している児童の割合が、全国と比べて、高いのかどうかという点でも見ていたのですが、小学生男子は地域クラブに入っていないでも元気に動き回っているのだということが岸和田の子どもの特徴なのかなと思いました。

○石井学校教育課長

体育の時間は含まれていません。食に関してですが、次年度は、食育と体育指導の関連性を

持たせた府の事業があり、その1事業を、1校で進めていく計画をしておりますので、その成果等を効果検証し、市内に広めていけることを期待しています。

地域クラブの数も限られていたり、種目も限られていたりしますので、多くの子ども達が加入しているわけではないのですが、今後、部活動の地域展開等により、市内の子ども達に通える、何か運動系の活動の場が広まっていくことも子ども達の体力向上に繋がるのではないかと考えております。

○伊藤委員

種目を拝見しますと体力測定の種目について、頑張れるのに十分に頑張りきれていないところが、結果の数字で出てしまっているのではと思いました。粘り強さというところですが、おそらく男子も女子も体力はあると思います。実際にその種目、例えば20メートルのシャトルランや50メートル走、反復横跳びといった、つらいと思ってしまう種目を、子ども達が楽しく取組む、やってみようと思う、何か子ども達の気持ちを伸ばしてあげる工夫が授業の中で必要ではないかと思いました。

○石井学校教育課長

ご意見いただきました点につきまして、工夫して取組んでいきたいと思えます。

○大下教育長

この3月の議会でも話が出ましたゴールデンエイジトレーニングについてご紹介いただけないでしょうか。

○石井学校教育課長

議員から、ゴールデンエイジトレーニングというものを導入したらどうかという話がありまして、このゴールデンエイジトレーニングといいますのは、運動系の神経が発達するのが10歳前後であり、一番発達するこの時期に、運動の体の動きの基礎や動き方、走り方といった基礎的なことをしっかりトレーニングすることによって、将来的に体幹が強くなる、或いは、専門の種目に進んだときに、成長率に伸びが見られるので、10歳前後の年代のときに、運動神経系を高める取組を導入してはどうかというご提案をいただきました。

それにつきましても、先ほど紹介させていただきました大阪体育大学にもこのゴールデンエイジトレーニングを専門とする先生がいらっしゃるということがわかりましたので、次年度につきまして、教員向けの研修において、そういった先生を講師にお招きしたり、或いは学校へ講師紹介したり、効果検証も踏まえて、取組んでいきたいと計画をしています。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第15号 岸和田市平和教育プログラムの策定について

○大下教育長

報告第15号について、説明をお願いします。

○松本人権教育課長

報告第15号につきましては、岸和田市平和教育プログラムの策定についてです。

令和4年、岸和田市平和教育基本方針として策定しました。その基本方針を踏まえ、学年段階に応じた平和教育の目標、教科等での学習活動例を明記し、それぞれの学校で児童生徒が主

体的に、体系的かつ計画的に平和学習が進められるよう、平和教育プログラムを示しました。

別紙にて、岸和田市平和教育プログラムの内容についてご説明します。

まず、表の一番右側、平和学習をする際のキーワードを考えました。大きな目標になります。

次に左から2つ目、学年段階に応じて、到達目標を設定しました。また、その目標に対して、より具体的な内容と四角囲みについては、学級で授業を行う際、先生方が、子ども達に授業のめあてを示す参考として明記しております。

次に、左から3つ目、教科等での学習活動例を示しました。現在、各学校で行っている平和学習をさらに一歩進め、児童生徒自身が、主体的に体験的に取り組むことができるよう明記しました。

次に子ども達の活動が深まるように授業構成も明記しました。

低学年のうちは、ペアで伝え合い、高学年では、学級で伝え合い、中学校では、学年、学校全体に発信し、高校では、学校や地域社会への発信できるような授業構成も参考に明記しました。児童生徒一人ひとりが、自分事として考え、平和に向けて自分ができることは何なのかを考えることができるような授業構成にしました。

今後、4月の教育方針説明会や校園長会・校長会などで周知をする予定です。報告は以上です。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

本件は議会で、長崎の平和教育を見聞してこられた議員の方からご質問があり、ぜひ岸和田でも、現地へ職員が直接行って学んでくるようにとのご意見をいただき、人権教育課長をはじめ、指導主事が行きまして、現地の状況を確認し、この形で岸和田で具体化させていただく流れになりました。

○野口委員

小学校低学年から高等学校までの時系列でプログラムが構成されると、その時その時に、子どもがどのような段階にあって、どういうことをするのかということが、先生方にも整理してとらえられやすいものだと思いますので、このようなプログラムが出来上がってよかったという感想を持ちました。

子ども達は自分の言葉で表現しないと、なかなか自分のものにならないことを経験上、実感しておりますので、この授業構成の中にあるグループ・学級で話し合うというところがとても大事だと私は感じています。

各教科等での学習活動例として、いろいろと記載してくれていますが、子ども達が自分の言葉で話し合う部分として、プログラムで示されているのは高等学校の公民にあります「日本の役割について議論する」ところ、中学校の総合的な学習の時間の「平和について考えたことを発信する」という部分ですが、おそらく発信する前に、生徒同士で話し合いがされるのだと思いますが、子ども達が自分の言葉で考えたことを表現して自分のものにしていくということを大事にさせていただきたいと思います。

○松本人権教育課長

子ども達が主体的に対話をすることは、このプログラムを策定するときに、人権教育課内でも、大切にしようと思っておりましたが、十分でないところもありますので、今後、校園長会等

でも説明し、また、具体的に学校が取組むなかで、指導助言しながら進めていきたいと思っております。

○植原教育長職務代理者

平和教育プログラムを拝見し、教育課程論という分野がありますが、学習指導要領をどう実践しているかということのを照らし合わせても、国語をはじめ各教科ともしっかり当てはまっています。表現は変わっても学習指導要領にも準拠しており、素晴らしいプログラムだと思います。

○和田委員

戦争というものが、すごく身近に感じるようになってしまっている世の中ですが、小学生から段階を踏んで、中学生の社会科のように、今起こっている紛争をどうすれば終わらせられるのかについて話し合ったり、道徳のように、平和はどうすれば維持できるのかを考える学習をするのは、ただ怖いというだけで終わらせない内容のあるプログラムだと思いました。

○伊藤委員

学習の目標として「子ども達が平和について考える」というところがありますが、子ども達にとって一番近い社会が学校だと思いますので、平和教育のプログラムで学んだことを日々の学校生活の中でも、活かされるようにつなげていっていただきたいと思います。例えば、道徳における活動例で記載はありますが、安全で安心できる学校というのが、皆が望んでいることだと思いますので、暴力がない、いじめがないといった学校のあり方になるために、この平和教育プログラムを通じて学校生活へフィードバックしていくことができたらいいのではないかなと思います。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。
では、議案の審議に移ります。

議案第13号 補正予算について（事業費補正）

○大下教育長

議案第13号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第13号につきましては、補正予算について（事業費補正）です。

ご寄附をいただきましたので、令和8年第2回定例市議会にて歳出補正予算を審議いただくものです。

このご寄附は令和8年3月5日に、岸和田市野田町の岸和田コスモスライオンズクラブ様から10万円を教育振興のためにと頂戴しました。

岸和田コスモスライオンズクラブ様は、貝塚と岸和田を拠点に活動をされており、岸和田市や貝塚市にとこれまで寄附歴があられるとのこと。岸和田の教育のためにとということはこれまでなかったため、今回寄附を申し出て下さいました。

歳出予算補正見積書は別紙のとおりです。歳入は今年度に計上されますので、令和8年度補正予算としては歳出のみとなり、指定寄附金として10万円を頂戴したものを、基金に積立を

する予定です。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
ご寄附をいただき有難いです。他にないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第 14 号 岸和田市教育委員会評価委員会委員の公募について

○大下教育長

議案第 14 号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第 14 号につきましては、岸和田市教育委員会評価委員会委員の公募についてです。

岸和田市教育委員会が実施する事務の管理や執行状況についての点検・評価について、指導・助言をする岸和田市教育委員会評価委員会の委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となりますので、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例第 3 条及び同条例施行規則第 2 条の規定に基づいて、市民公募するものです。

公募人数は 1 名、任期は、委嘱の日から令和 10 年 3 月 31 日 までです。選考方法は、「教育施策のより良い評価手法について」をテーマとして、800 字程度のレポートを提出してもらい書類選考を行います。公募方法は、広報きしわだ 4 月号及び市のホームページに掲載します。応募期間は 4 月 1 日から 4 月 17 日です。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第 15 号 教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

○大下教育長

議案第 15 号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第 15 号につきましては、教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正についてです。

岸和田市立小学校長で教育公務員特例法第 17 条の規定に基づき岸和田市立幼稚園長に兼職として任命した者（以下「兼任園長」という。）に対し、兼務手当を報償費支給してきましたが、令和 7 年度定期監査により、本来給与支給とすべき手当であるとの指摘があったため、所要の規定の整備を図ろうとするものです。

別紙①をご覧ください。改正の理由と概要を記載しています。

別紙②をご覧ください。改正後の規則に、管理職手当の額を 10,000 円とする旨規定を追加しています。附則としまして、この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行予定です。

なお、今回新たに規定を加えていますが、元々は要綱を根拠に支給を行っていたものであって、今回、規定を整理し直したということであり、手当額が未支給であったということではないことを申し添えます。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

支給する根拠を整理して、報償費から支給していたところを手当に切替えるもので、支給額については従前と同額であり、不利益を及ぼすものではないということでしょうか。

○柿花総務課長

はい。

○大下教育長

監査の指摘を受けて改めさせていただくものです。他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第 16 号 岸和田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

○大下教育長

議案第 16 号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第 16 号につきましては、岸和田市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてです。岸和田市教育委員会事務決裁規程について、別紙の理由から規定の整備を図ろうとするものです。

別紙①をご覧ください。改正の理由は、教育センター業務の円滑な運営の観点から、事務事業の遂行に係る意思決定の迅速化を図るため、事務の一部について専決権の付与を行うため、関係する規定の整備を図るものです。

別紙②をご覧ください。一番下の個別専決事項の 5 学校教育部学校教育課に関する事項の(4)教育センターに関すること、について、これまでは学校教育課長が専決していましたが、教育センター所長に専決権を新たに付与し、重要なものは学校教育課長が、軽易なものは教育センター所長がそれぞれ専決できるようにするものです。附則としまして、この庁達は令和 8 年 4 月 1 日から施行予定です。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第 17 号 補正予算について（事業費補正）

○大下教育長

議案第 17 号について、説明をお願いします。

○石井学校教育課長

議案第 17 号につきましては、補正予算について（事業費補正）です。令和 8 年第 2 回定例会市議会にて歳出補正予算を審議いただくものです。寄附年月日は令和 8 年 2 月 17 日、寄附者は岸和田市春木旭町在住の田中進様で、寄附金額は 5 万円、目的は理科教育振興のためです。歳出予算補正見積書は別紙のとおりです。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。同じ方から数次にわたってご寄附をいただいております、大変ありがたいと思います。何か具体

的に、理科教育のために購入するものは想定されているのでしょうか。

○石井学校教育課長

光陽中学校にガスバーナー10台を予定しております。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第18号 岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会規則の制定について

○大下教育長

議案第18号について、説明をお願いします。

○仲村スポーツ振興課長

議案第18号につきましては、岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会規則の制定についてです。

本件につきましては、2月の定例教育委員会にて承認いただきました「岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、去る3月議会で議決をいただきましたので、「岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会規則」を制定し定めるものです。

同選定委員会は、屋内プールの設計、施工及び管理に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務を担当事務としております。

別紙1には、制定の理由と概要を記載しています。

別紙2には、委員会の規則案として、第1条では、規則の趣旨、第2条では、組織について定めております。

委員会の委員は、スポーツ、都市計画、建築に関し学識経験を有する者や、法律、会計等に関し知識を有する者、その他市長が必要と認める者に委嘱すると規定しています。第3条から第9条までは、委員の任期、委員会の会議運営等について規定しています。

最後の附則ですが、この規則は令和8年4月1日から施行すること等を規定しています。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第19号 岸和田市教育委員会審議会等の委員の公募に関する条例施行規則の一部改正について

○大下教育長

議案第19号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第19号につきましては、岸和田市教育委員会審議会等の委員の公募に関する条例施行規則の一部改正についてです。

岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例では、委員の一部を市民からの公募により選任

しなければならないとあるが、同条例第3条第1項第3号で、専門的な技能等を要求される審議会等については、この限りでないとされていることから、所要の規定の整備を図るものです。

別紙①をご覧ください。改正の理由と概要は、記載の通りです。

別紙②をご覧ください。第2条公募によらない審議会等に岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会を追加しています。附則としまして、この規則は令和8年4月1日から施行予定です。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

組織の構成について、工事事業者の選定ということで、主に、その施工に足るだけの技術能力を持っているか、法的にしっかりと担保できているか、さらには会計の処理の上で、適正な経費であるかということ審査いただくことから、公募の市民の方を今回は想定していないという理解でよろしいでしょうか。

○仲村スポーツ振興課長

はい。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第20号 岸和田市教育委員会審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則の一部改正について

○大下教育長

議案第20号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第20号につきましては、岸和田市教育委員会審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則の一部改正についてです。

岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例では、審議会等は原則公開とされているが、同条例第3条但し書き及び同条第3号で、その他公開することが適当でない認められる審議会等については、この限りでないとされていることから、所要の規定の整備を図るものです。

別紙③をご覧ください。岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会を公開することが適当でない理由を記載しています。①事業者の審査経過において率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある、②傍聴者等があった場合、事業者選定前に選定委員が特定される可能性があり、事業者の選定委員への接触を避ける等、公平な選定を期する必要がある、③事業者のプレゼンやヒアリングは企業秘密に関わる部分がある、以上が、公開することが適当でないとする理由です。

別紙①をご覧ください。改正の理由と概要は、記載の通りです。

別紙②をご覧ください。第2条公開しない審議会等に岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会を追加しています。附則としまして、この規則は令和8年4月1日から施行予定です。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

本件については事前接触を避けること、或いは提案内容そのものに企業秘密があるということから非公開理由にしております。企業の利益を守る必要性があることから、このような扱いとなるものです。

○植原教育長職務代理者

議案 19 号別紙②新旧対照表の第 2 条にある岸和田市文化財保護審議会以下の審議会等や、議案 20 号別紙②新旧対照表の第 2 条にある岸和田市学校園結核対策委員会以下の審議会等は継続的に掲げられる審議会だと思いますが、岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会は、屋内プールの整備事業が終了するとどうなるのでしょうか。事業が終了すれば規程から削除されることになるのでしょうか。それとも屋内プールの設計や施工後も委員会は残るのでしょうか。

○仲村スポーツ振興課長

事業者の選定が終われば、担当事務が終わりますのでなくなることはありません。スケジュールとしては、令和 8 年度、令和 9 年度の 2 ヶ年のうちに、事業者を決定したいと考えているのですが、いろんな事情がある可能性がありますので、今のところ期限は定めていない状況です。

○池内生涯学習部長

基本は今回の選定に対しての委員会ということで判断しているのですが、仮にこの委員会を削除しなかったとしても、今後こういう審議会等で、例えば市内に、他の屋内プールをという議論になったときには、審議会として置いておくのか、そこはまた判断になろうかと思っています。

○大下教育長

今のところ、次の屋内プールという構想はありませんので、基本としては、役割が終われば整理をすることになります。ただ、こういう役割をしていただくときには、施行規則の改正が必要になるということで今回、改正させていただくものです。

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認いたします。

議案第 21 号 岸和田市立学校の教員職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

○大下教育長

議案第 21 号について、説明をお願いします。

○柿花総務課長

議案第 21 号につきましては、岸和田市立学校の教員職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）についてです。

令和 7 年 6 月 11 日に給特法、正式には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正があり、各教育委員会で本計画の策定・公開が義務付けられましたので、本市教育委員会においても策定をするものです。

別紙（案）をご覧ください。

全体の構成として、目次にありますように、1. 計画の趣旨、現状、2. 目標、3. 計画の期

間、4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容、5. 関連する取組、今後のフォローアップについて、となっています。

概要ですが、1頁目、1. 計画の趣旨、現状です。計画の趣旨を記載しています。また本市の現状として、これまで働き方改革として取組んできました内容、それから本市の時間外在校等時間の状況について記載をしています。

2、数値目標として、時間外在校等時間に関する目標、ワーク・ライフ・バランスに関する目標をそれぞれ設定しました。3、計画の期間としましては、最終目標年度を11年度としています。4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容として、ここからは、本計画期間において本市が重点事項として取組む業務について、委員会内各課及び学校現場と調整をした内容を記載しました。5、関連する取組、今後のフォローアップについて、と進行管理等につき記載をしています。

今回の策定の作業経過としましては、文部科学省の策定例を基に、本市各課の取組状況を踏まえ、優先的に対応するものから取組内容として記載したものを、校園長会にもご確認をいただき、ご意見を頂戴して修正を加え、策定をしました。

計画の推進にあたっては、市教委や学校現場での取組はもちろんのこと、地域や民間事業者の多様な人材の活用や、業務の実施手法の見直しなどを通じて、業務負担の軽減を図ることが必要であると思っています。

本計画に係る今後の予定としては、市町村教育委員会には、実施計画を定めた際や変更した際には、遅滞なくその内容を公表し、総合教育会議に報告すること、さらに、毎年度、実施状況の公表と報告も義務付けられていますので、岸和田市ホームページへの掲載をはじめ、各学校への通知、5月の総合教育会議での報告を予定しています。今後の取組の進捗に合わせて、内容についても適宜必要な見直しを行いながら進めてまいります。説明は以上です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

2頁目にある2. 目標で「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」で、目標として年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にするとありますが、付与される年次休暇は年間20日だと思います。その日数と比べると感覚的には随分少ないと感じたのですが、5日以上を目標にすることとなった根拠を教えてくださいたいと思います。

3頁の(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しということで、イの学校以外が担うべき業務のところに、登下校時の通学路における日常的な見守り活動等があります。私も通学路の見守りに立っているなか、先生方が登校指導とか下校指導に来られることが最近なくなったなど感じているのですが、法的には通学路は学校の管理下にあると思うのですが、そのことの整合性は、どのようになるのかということをお願いしたいと思います。

5頁の(2)学校における措置の推進において、一つ目の丸の3行目に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す必要があります。標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成されている学校が実際にあるのかどうか教えてください。

6頁の(3)各種取組の下から2番目の丸に、学校における一斉退校日の設定と、3日間の

学校園閉庁日を設定とありますが、すでに設定されていると思うのですが、運用の仕方について、先生方にとって、これは勤務を要しない日となっているのか、特別休暇になっているのか、教えてください。

○柿花総務課長

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標のところについて総務課よりご説明をいたします。こちらの年次有給休暇の平均取得日数を5日以上という根拠ですが、年次有給休暇の付与日数は教育職員については年間20日です。現状、何日取得をしているかという把握はできておりません。現状の把握はできていない中で、今回、教育職員に年5日以上という設定をしておりますが、教育職員ではない学校現場で同様に働く学校校務員とか給食調理員という職種には年間20日間の付与日数がある中で、労働基準法に基づき、年5日の取得義務があります。その日数に倣って設定しておりますので、確かに20日付与されるなか、5日という目標は大変少ないイメージを持たれるかと思いますが、まずは5日以上ということで、現時点での目標設定とさせていただきます。今後また状況の把握等に努めまして、そのなかで、こちらの目標についても見直しが必要であれば、適宜見直しの必要性に応じて、修正等を加えるということもあろうかと思っております。

○大下教育長

3頁の登下校時における通学路における見守り活動等は、学校の管理下なので、本来、学校が担うべきものではないかという趣旨でしょうか。

○野口委員

私も現場にいるときから、登下校中にある子どもは学校管理下にあるということで対応してきました。通学路上でけが等がありましたら、学校保険の対象になると思いますので、そういう意味では、学校管理下にあると思うのですが、学校以外が担うべきものと分類されていますし、今もそうなりつつあると私も現状を見て思っています。ただ学校管理下にあるということと、学校が見守りから離れるということとの整合性は大丈夫なのかと感じています。

○柿花総務課長

「学校以外が担うべき業務」としてタイトルがついていますが、その上に「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しということで、まずこの「業務の3分類」を国の方から示されているものです。

学校と教師の業務の3分類ということで、その中の大きな分類の1つに「学校以外が担うべき業務」、2つ目に「教師以外が積極的に参画すべき業務」、3つ目に「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」、そういった形で、今回の計画についても、イ・ロ・ハと分けて記載をしております。国が示す「学校以外が担うべき業務」として列挙されている1つに、この登下校時の通学路における日常的な見守り活動等があるということから、地域の実態に合わせた取組みとして書かせていただいた内容です。おっしゃっていただきました登下校中のけがといったことに関しましては、スポーツ振興センターの保険制度を活用しまして、市教委の方で、けがに対する補償については、対応しております。

○大下教育長

法律の専門的な判断を仰がないとわからない部分ですが、基本的に見守り隊等に取組んでいただいているのは、事実行為であって、法的効果を生むものではなく、児童生徒の登下校は学

校の管理下にあるので、そこで事故等が起こった場合は、保険適用という形で、学校の法的責任、或いは公的機関としての責任を果たすということで切り分けられているものと理解しています。

○石井学校教育課長

5頁において、標準授業時数を大幅に上回って編成されている学校があるかどうかというご質問をいただいておりますが、現在はございません。

過去には、いろいろな学校が臨時休校等を想定して授業時数を確保することがあり、時数を取過ぎて、過度に負担になっていることもありました。教育課程の調査を行いながら、時数について確認をしておりますので、大幅に上回ったりすることがないように適切な実施に努めております。

6頁の学校における一斉退校日の設定と学校園閉庁日に関するご質問ですが、令和7年度につきましては、学校閉庁日を2日設定しておりましたが令和8年度からは3日間設定しております。設定の仕方は、8月15日を最終日として、それより前の3営業日を閉庁日とすると決めております。この閉庁日につきましては、教職員については原則年次有給休暇、または、夏季特別休暇等を取得してくださいという依頼をしております。ただし、教職員の出張や校外の研修等への参加を妨げるものではないということと、中学校では原則として、部活動も休養日とするということと、学童保育は通常通り実施されるという4点も併せて記載をして、学校園に通知をしています。

○植原教育長職務代理者

7頁の5. 今後のフォローアップの部分ですが、教育職員の在校等時間を把握し、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会、総合教育会議で報告するとありますが、今後、報告していくということでしょうか。

○柿花総務課長

総合教育会議におきましては、進捗状況等の報告が義務付けされていますので、定例教育委員会会議でも進捗状況の報告をするものと認識しております。

○植原教育長職務代理者

各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取りした場合、定例教育委員会に報告があるのでしょうか。

○柿花総務課長

適宜の報告というところですので、進捗をしていく中で新たな課題が見つかった場合や、課題の解消が一定図られた場合については、報告の中で触れさせていただくこともあろうかと思っております。

○植原教育長職務代理者

大切なことだと思います。昔は時間を全然気にせず働いておりましたので、報告を通じてフォローアップになって、次の改善策が見つかることにつながると思います。

○大下教育長

逆にこのような報告をすることが、しっかりとこの計画を守っていくということに繋がるといって国の方もこういう方針を示していると理解しております。

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認いたします。

予定していた議案は以上ですが、他に何かございませんか。ないようですので、これをもちまして本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後3時55分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員